◎新潟県告示第980号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので平成26年６月18日から平成26年７月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年６月17日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
胎内市 胎内川沿岸土地改良区	胎内川沿岸土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業変更計画書の写し 定款の写し	村上市荒川支所、胎内市役所、新発田市役所加治川庁舎	第48条

１　この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。

２　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。